

# 『日本書紀』二題

## —未知との出会い—

野田 嶺志

—

この頃の私の愛読書は『日本書紀』である。神代紀「天孫降臨」部分、神武紀、欽明天皇の部分、武烈紀と、しつこく読んでいる。実に面白い。読めば読むほど、これまでの通念的理解とは程遠い恐しい論点がふりかかる。日本古代の創始者となる天孫は誰か。書紀は、三人の可能性を提示している如くに読めてきた。神武天皇の偉業とは何か。私ごときは、これまで何度もよみかえしてみても東征行がかきしるされていると思っていたが、これだけ二年よみつづけるなかで、私は、東征の語と東征行の記述は、西征の語と西征行の記述と一体になって編述されているのではないかと思う様になった。ここで詳述する訳にはいかないが、神武即位前紀のいわゆる神武東征伝記は、一つ一つの文章に整理してみると、冒頭に、(イ)天皇の語を持つ記事、(ロ)皇帥の語を持つ記事、(ハ)天皇、皇帥の語を持たない記事の三つのパターンの記事群にまとめられることに気がついた。この整理とこれまでの記紀研究の成果を私なりにつきあわせていくうちに、神武即位前紀を神武東征伝として読む

通念的理解に必ずしも従えないでいる。

通念的理解からのリニューアル。一言でいえば『日本書紀』の読みを通して、私自身の『日本書紀』の読み方に欠陥があったことを覚えた。私は、これまで『日本書紀』になにかを語らせようとした。しかし、私の読みでは『日本書紀』は、私がまだ知らないことを、なにひとつ語ってはくれなかつたのではないかという思いが、この二年間につのってきた。通念的理解からのリニューアルのポイントは、これらの記述に託された未来への予見をどう受けとめることが出来るか、という点であると思うに至った。『日本書紀』の執筆者、編者の知と論理と認識を、私の想像力と洞察力と知が、がっちりとぶつかり合い、きりむすびあうまにならなかつた私に通念的理解からのリニューアルは望むすべもない。

武烈紀の通念的理解からの脱却もまた、この二年間の読みのなかで生じつある。武烈紀は、即位前紀の記述と、いわゆる本紀の部分とにおおまかに二分されよう。これまでの通念的理解は、後半部分の、いわゆる本紀部分を指摘して、武烈天皇の暴虐を示す記事は中

国の暴君の桀王・紂王のこととして記されている辞句から造作したもので、仁徳天皇を聖帝として扱う一方で武烈天皇を國を滅した桀・紂のような暴君として記すという中国風のやり方が用いられたと推測している。私は思う。武烈紀の編者、執筆者のメッセージはそういうことであったのか。

武烈天皇の暴虐記事とは次の如きものである。

- (イ) 二年秋九月。剖孕婦之腹而觀其胎。
- (ロ) 三年冬十月。解人指甲使掘暑預。
- (ハ) 四年夏四月。拔人頭髮使昇樹巒。斬倒樹本落死昇者為快。
- (ニ) 五年夏六月。使人人伏入塘械。流出于外。持刃及矛刺殺為快。
- (ホ) 七年春一月。使人人昇樹。以弓射墜而啖。
- (メ) 八年春二月。使女舞形坐平板上。牽馬就前遊牝。觀女不淨沾濕者殺。不潔者沒為官婢。以此為樂。

八年春三月条は、このあと「及是時」という語句のあとに天皇の所業がいくつか列挙してある。すこし複雑になるので、ここでは上掲した史料(イ)～(メ)の六記事に関する私の読みを提示させて戴くこととした。読みのなかで感得したことは、これらの記事について、これだけの暴虐記事を何故並べたのかという疑問と、これらの記事に共通する特徴は何かという疑問は必ずしも同一ではないのではないかという

ことであった。もちろん、たしかに前者の疑問からも仁徳天皇以来の王統の断絶と繼体天皇以降の新しい国家史の創始という未来の予告・予見の提示が読みとれるであろう。しかし、前者の疑問と後者の疑問のちがいは明白である。そのちがいはこれらの記事群のより具体的事実の読解にかかわっているということに思いたった。すなわち、前者の疑問は、中国風のやり方が用いられたのではないかという推測にとどまるものであった。

具体的に、ひとつひとつ読みをつづけた。史料(イ)～(メ)の六記事に共通する特徴は何か。通念的理解に導かれながら、私なりの疑問に沿して読んで気がついたことはこれらの記事が、おおむね一つのパターンで記されているということであった。(イ)執権者、(ロ)被行為者、(ハ)執権者の行為・執行の総括用語がほぼ全ての記事に明示されている。史料(イ)～(メ)の記事にそれぞれ、◎印、○印を附しておいた。○印は、被行為者だが、悉く、婦、人、女の用語がもちいられている。◎印は、執権者の行為・執行の総括用語と捉えたのだが、觀、快、啖、樂とあり、いづれも皇帝、天皇の行為を表記する用語がもちいられているのであった。

史料(イ)～(メ)の記事のうち、中国の史書、用例集からの直接の引用文は史料(イ)の記事のみである。他の記事は『日本書紀』の編者、執筆者の独自の文章なのである。そしてその全てが、被行為者を人または女と記しているという

共通点に注目した。王権の統治下にある者を等しく人または女と表記する思想は、律令国家の人民觀に通ずる。日本の場合、鬼頭清明氏の検討があるが、律令施行期の初期の段階に、国人、郡人、里人という如く、被統治下の行政領域の編成下にある人々を人または女と表記した。この様に行為の総括用語として王者の行為を表記する用語を用い、被行為者を被統治者を指示する用語である人または女と表記する、これら記事群は、単に武烈天皇の暴虐をかたる意味のものではなく、新しい王権と被統治者の時代の到来を予告・予見するものであるという考えに思い到つたのである。

これらの記事群に記されている行為にもまた共通する特徴を発見した。それは過激な表現であれ、これらは全て処刑記事であるという点である。王者の行為としての処刑とは、刑罰権の行使といつてよい。日本古代の王権の歴史は、国家史の視点から整理すると、大王の時代と天皇の時代に大きく二分されよう。その大王の時代の後半期に国造が諸地域及び諸地域の人々を支配する時代があったが、国造の領域支配の指標の一つとして、石母田正氏は三つの指標の一つとして刑罰権の行使を指摘する。いまここで、これらの記事群(イ)～(ヘ)の史料に書き記された数々の刑罰権の行使が、国造の実態に則したものなのか、国造の刑罰権の究極の根拠を明示しようという努力のあらわれなのか、国造の刑罰権が大王権に統一

されたことを明示しようとしたものなのか、確定しようとする作業にはとりかからない様にしたい。書紀編者、執筆者がそうした新しい国家史の到来を予見しようとして、武烈紀のこれらの記事群(イ)～(ヘ)の史料を作成したとする私なりの読みの到達点を提示したい。

## 二

『日本書紀』卷四は、綏靖天皇以下開化天皇に至る八代の天皇紀を収録し、いわゆる欠史八代紀といわれている。これまでの通念的理解を整理し要約すれば、(イ)系譜的なものであり、皇位継承に關すること以外はほとんど物語のない部分である。(ロ)この八代の名、及び系譜関係には後世的な造作性が著しい、という二点を指摘することが許されるであろう。このほかにも、八代の天皇について、とりわけ八代の天皇の國風諡号の分析から、さまざまな指摘が行なわれているのだが、そうした事柄も十分に意識しながら、以上の二点について、私の読みをやや詳しく読みのプロセスをもふくめて提示したい。書紀編者、執筆者からの卷四を通してのメッセージはこの様なものだったのか。

書紀編者、執筆者からの卷四を通してのメッセージを受止める作業は、卷四全体の文章を確認することからはじめなければならない。私じしんをふくめて、はじめて卷四に出会う方を念頭において、卷四全体をまず紹介しよう。卷四全体の文章は次の如くである。

禪渟名川耳天皇 綏靖天皇

神渟名川耳天皇、神日本磐余彥天皇第三子也、母曰媛姬五十鈴媛命事代主神之大女也、天皇風姿岐嶷少有三雄拔之氣及壯容貌魁偉武藝過人、而志尚沈毅至卅八歲神日本磐余彥天皇崩、時神渟名川耳寧孝性純深悲慕無已特留心於喪葬之事焉、其庶兄手研耳命行年已長久歷朝機故亦委事而親之然其王立操厝懷本乖仁義遂以謬闇之際威福自由、苞藏禍心圖害二弟于時也大歲己卯冬十一月神渟名川耳寧與二兄神八井耳命陰知其志而善防之、至於山陵事事一乃使弓部稚彥造弓、倭畿部天津真浦造矢頭鏃、矢部作箭及弓矢既成神渟名川耳寧欲以射殺手研耳命、會下有手研耳命於片丘大磐中獨臥于大牀時神渟名川耳寧謂神八井耳命曰、今遇其時成也夫言貴宦事宜慎故我之陰謀本無預者今日之事唯吾與爾自行之耳吾當先開簷戶爾其射之因相隨進入神渟名川耳寧突謂其戶神八井耳命則手脚战慄不能放矢时神渟名川耳寧掣弓取其兄所持弓矢而射手研耳命一發中臂再發中背遂殺之於是神八井耳命憇然自服讓於神渟名川耳寧曰吾是乃兄而懦弱不能致果今汝特擬神武自誅三元惡宜哉乎汝之光臨天位以承皇祖之業吾當爲汝輔之奉勳神祇者是卽多臣之始祖也元年春正月壬申朔己卯神渟名川耳寧卽天皇位都萬城是謂高丘宮尊三皇后曰皇太后是年也太歲庚辰

二年春正月立五十鈴依媛爲皇后云春日縣主大日諸女號媛也卽天皇之嬪也后生磯城津彥玉手看天皇四年夏四月神八井耳命薨即葬于缺傍山北廿五年春正月壬午朔戊子立皇子磯城津彥玉手看尊爲皇太子卅二年夏五月天皇不豫癸酉崩時年八十四

磯城津彥玉手看天皇安寧天皇磯城津彥玉手看天皇神渟名川耳天皇太子也母曰五十鈴依媛命事代主神之少女也天皇以神渟名川耳天皇廿五年立爲皇太子年廿一卅三年夏五月神渟名川耳天皇崩其年秋七月癸亥朔乙丑太子卽天皇位元年冬十月丙戌朔丙申葬神渟名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵尊皇后曰皇太后是年也太歲癸丑二年遷都於片鹽是謂浮孔宮三年春正月戊寅朔壬午立三湾名底仲媛命一名源氏爲皇后云源氏號源主葉江糸井媛女先是皇后生二皇子第一曰鳩石耳命第二曰大日本彦船友天皇一大日本彦船友天皇第二曰源氏媛命第三曰磯城津彥命十一年春正月壬戌朔立大日本彦船友尊爲皇太子也弟磯城津彥命是猶使連之始祖也卅八年冬十二月庚戌朔乙卯天皇崩时年五十七

大日本彦船友天皇懿德天皇大日本彦船友天皇磯城津彥玉手看天

皇第二子也、母曰二渟名底仲媛命、事代主神孫、鴨玉女也、磯城津彥玉手看天皇十二年春正月壬戌、立爲二皇太子、年十六、卅八年冬十二月、磯城津彥玉手看天皇崩、

元年春二月己酉朔壬子、皇太子即天皇位、秋八月丙午朔、葬二磯城津彥玉手看天皇於畠傍山南御陰井上陵、九月丙子朔己丑尊二皇后曰二皇太后、是年也太歲辛卯、

二年春正月甲戌朔戊寅、遷二都於輕地、是謂曲峽宮、二月癸卯朔癸丑立三天豐津媛命爲二皇后、弟一云磯城縣主江馬猪手女巢媛、  
雜一云磯城縣主大眞后生二觀松彥香殖稻天皇、  
石彥香殖命武天皇母弟

廿二年春二月丁未朔戊午、立二觀松彥香殖稻尊爲二皇太子、年十八、

卅四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩、

### 觀松彥香殖稻天皇 孝昭天皇

觀松彥香殖稻天皇、大日本彥耜友天皇太子也、母皇后天豐津媛命、息石耳命之女也、天皇以二大日本彥耜友天皇廿二年二月丁未朔戊午、立爲二皇太子、

卅四年秋九月、大日本彥耜友天皇崩、明年冬十月戊午朔庚午、葬二大日本彥耜友天皇於畠傍山南纖沙谿上陵、

元年春正月丙戌朔甲午、皇太子即天皇位、夏四月乙卯朔己未、尊二皇后曰二皇太后、秋七月遷二都於拔土、是謂二池心宮、是年也太歲丙寅、

廿九年春正月甲辰朔丙午、立二世襲足媛、爲二皇后、  
一云磯城縣主葉江女尊名歲建媛也、  
后生二天足彥國押人命、日本足彥國押人天皇、

六十八年春正月丁亥朔庚子、立二日本足彥國押人尊爲二皇太子、年廿、天足彥國押人命、此和珥臣等始祖也、  
八十三年秋八月丁巳朔辛酉、天皇崩、

### 日本足彥國押人天皇 孝安天皇

日本足彥國押人天皇、觀松彥香殖稻天皇第二子也、母曰二世襲足媛、尾張連遠祖禪津世襲之妹也、天皇以二觀松彥香殖稻天皇六十八年春正月、立爲二皇太子、八十三年秋八月、觀松彥香殖稻天皇崩、

元年春正月乙酉朔辛卯、皇太子即天皇位、秋八月辛巳朔、尊二皇后曰二皇太后、是年也太歲己丑、

二年冬十月、遷二都於室地、是謂二津嶋宮、

廿六年春二月己丑朔壬寅、立姪押媛爲二皇后、  
一云磯城縣主葉江女長媛、  
二云后生二大日本根子彥太瓊天皇、

卅八年秋八月丙子朔己丑、葬二觀松彥香殖稻天皇于拔土博多山上陵、七十六年春正月己巳朔癸酉、立二大日本根子彥太瓊尊爲二皇太子、年廿六、

百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩、

### 大日本根子彥太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彥太瓊天皇、日本足彥國押人天皇太子也、母曰二押媛、蓋天足彥國押人命之女乎、天皇以二日本足彥國押人天皇七十六年春正月、立爲二皇太子、百二年春正月、日本足彥國押人天皇崩、秋九月甲午朔丙午、葬二日本足彥國押人天皇于玉手丘上陵、冬十二月癸亥朔丙寅、皇太子遷二都於黑田、是

謂廬戸宮、

元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位、  
尊二皇后、曰二皇太后、是年也太歲辛未、

二年春二月丙辰朔丙寅、立三細媛命爲  
三皇后、一云春日千乳草山番媛、二云后生三大日本根子彥國牽天皇、妃倭國香媛亦名  
媛生三倭迹迹日百襲姬命、彥五十猶芹  
彥命、津彥命言備倭迹迹稚屋姬命、亦妃組  
某東、生三彥鷦鷯命、稚武彥命、弟稚  
武彥命、是吉備臣之始祖也、  
卅六年春正月己亥朔、立彥國牽尊爲  
二皇太子、

七十六年春二月丙午朔癸丑天皇崩、

大日本根子彥國牽天皇 孝元天皇  
大日本根子彥國牽天皇、大日本根子彥  
太瓊天皇太子也、母曰三細媛命、磯城  
縣主大目之女也、天皇以三大日本根子  
彥太瓊天皇卅六年春正月、立爲二皇太  
子、年十九、七十六年春二月、大日本  
根子彥太瓊天皇崩、  
元年春正月辛未朔甲申、太子即天皇位、  
尊二皇后、曰二皇太后、是年也太歲壬亥、

四年春二月甲申朔甲午、遷三都於輕地  
一、是謂三境原宮、

六年秋九月戊戌朔癸卯、葬二大日本根  
子彥太瓊天皇于片丘馬坂陵、  
七年春二月丙寅朔丁卯、立三鬱色謎命  
爲二皇后、后生二男二女、第一曰二大  
彥命、第二曰三稚日本根子彥大日天皇、  
第三曰三倭迹迹姬命、一云少雲男天皇母弟  
妃伊香色謎命生三彥太忍信命、次妃河  
内青玉繁女、埴安媛、生二武埴安彥

命、兄大彥命是阿倍臣、膳臣、阿闍臣、  
狹狹城山君、筑紫國造、越國造、伊賀  
臣凡七族之始祖也、彥太忍信命、是武  
內宿禰之祖父也、

廿二年春正月己巳朔壬午、立三稚日本  
根子彥大日天皇爲二皇太子、年十六、  
五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根  
子彥國牽天皇崩、

稚日本根子彥大日天皇 開化天皇  
稚日本根子彥大日天皇、大日本根子  
彥國牽天皇第二子也、母曰三鬱色謎  
命、稚積臣遠祖鬱色雄命之妹也、天皇  
以三大日本根子彥國牽天皇廿二年春正  
月、立爲二皇太子、年十六、五十七年  
秋九月、大日本根子彥國牽天皇崩、冬  
十一月辛未朔壬午、太子即天皇位、  
元年春正月庚午朔癸酉、尊二皇后、曰  
二皇太后、冬十月丙申朔戊申、遷三都于  
春日之地、一云是謂三率川宮、  
伊勢川、此云是年也太歲甲申、  
五年春二月丁未朔壬子、葬二大日本根  
子彥國牽天皇于劍池嶋上陵、  
六年春正月辛丑朔甲寅、立三伊香色謎  
命爲二皇后、是時也后生三御間城入彥五十  
瓊殖天皇、先是、天皇納三丹波竹野媛  
爲妃、生三彥湯產隅命、亦名彥次妃、  
和珥臣遠祖姥津命之妹、姥津媛生三彥  
坐王命、

廿八年春正月癸巳朔丁酉、立三御間城  
入彥尊爲二皇太子、年十九、  
六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩、冬  
十月癸丑朔乙卯、葬二于春日率川坂本  
陵、一云坂上陵、

いの令宗の各大體記の並んで、類讐

天皇から開化天皇までの天皇の國風謚号と漠風謚号のリストがあるが、それはそれぞれの天皇紀にそれぞれ明記されているので、そのリストは省略した。おわびしたい。卷四の文章部分は先掲した通り、全体の構成は、各天皇ごとに、国風謚号、漠風謚号、即位前紀、天皇伝、編年体の本紀となっている。

個々に要約しよう。二代綏靖天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>天皇の資質、<sup>C</sup>神武天皇の崩御、<sup>D</sup>神武天皇の喪葬に関する綏靖天皇の心のうち、天皇が皇位継承に至る経緯が記されている。本紀は、元年条に即位、遷都、<sup>E</sup>皇太后の諸記事、二年条に立后・<sup>I</sup>皇子女記事、四年条に神八井耳命の薨・葬記事、<sup>F</sup>二五年条に立太子記事、<sup>G</sup>三三年条に天皇崩御記事が記されている。

三代安寧天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇崩御、即位のことが記されている。本紀は、元年条に先天皇の葬、<sup>H</sup>皇太后、二年条に遷都、<sup>I</sup>三年条に立后・<sup>K</sup>皇子女、十一年条に立太子、<sup>J</sup>三八年条に天皇崩御の各記事を記している。四代懿德天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇崩御のことが記されている。本紀は、元年条に即位、<sup>D</sup>先天皇の葬、<sup>E</sup>皇太后、二年条に遷都、<sup>F</sup>立后・<sup>G</sup>皇子女、<sup>H</sup>二二年条に立太子、<sup>I</sup>三四年条に天皇崩御の各記事を記している。

五代孝昭天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇崩御、<sup>D</sup>先天皇の葬のことが記されている。本紀は、元年条に即位、<sup>E</sup>皇太后、遷都、<sup>F</sup>二九年

<sup>G</sup>条に立后・<sup>H</sup>皇子女、<sup>I</sup>六八年条に立太子、<sup>J</sup>八三年条に天皇崩御の各記事を記している。六代孝安天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇崩御のこと<sup>F</sup>が記されている。本紀は、元年条に即位、<sup>H</sup>皇太后、<sup>G</sup>二年条に遷都、<sup>I</sup>二六年条に立后・<sup>J</sup>皇子女、<sup>K</sup>三八年条に先天皇の葬、<sup>L</sup>七六年条に立太子、<sup>M</sup>一〇二年条に天皇崩御の各記事を記している。

七代孝靈天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇の崩御、<sup>D</sup>先天皇の葬、<sup>E</sup>遷都のことが記されている。本紀は、元年条に即位、<sup>I</sup>皇太后、<sup>J</sup>二年条に立后・<sup>K</sup>皇子女、<sup>L</sup>三六年に立太子、<sup>M</sup>七六年条に天皇崩御の各記事を記している。八代孝元天皇紀は、即位前紀に、<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇の崩御のことが記されている。本紀は、元年条に即位、<sup>H</sup>皇太后、<sup>G</sup>四年条に遷都、<sup>I</sup>六年条に先天皇の葬、<sup>J</sup>七年条に立后・<sup>K</sup>皇子女、<sup>L</sup>二二年条に立太子、<sup>M</sup>五七年条に天皇崩御の各記事を記している。

九代開化天皇紀は、即位前紀に<sup>A</sup>系譜関係、<sup>B</sup>立太子、<sup>C</sup>先天皇の崩御、即位のことが記されている。本紀は、元年条に、<sup>D</sup>皇太后、<sup>E</sup>遷都、<sup>F</sup>五年条に先天皇の葬、<sup>G</sup>六年条に立后・<sup>H</sup>皇子女、<sup>I</sup>二八年条に立太子、<sup>J</sup>六〇年条に天皇崩御、<sup>K</sup>天皇の葬の各記事を記している。以上の如くである。確認して戴きたい。

卷四の綏靖天皇から開化天皇に至る間の記事を悉く項目化し、記事の配置に従って列挙した。項目を分類し、同一項目にはそれぞれ同一の記号を附した。文中のA～Lの記号がそれである。

ただ、先天皇の喪葬に関する記事と先天皇の葬記事は、同じものとして扱い、記号Dを附した。同じ方法で、皇位継承理由と即位前紀にみえる該天皇の立太子記事も同じものとして扱い、記号Eを附した。また、立后記事と皇子女記事は新しい皇室の形成の物語として一括して、記号Iを附した。皇室の成立という視点でこの記事をみたからである。以上の分類上の操作がふくまれるが、卷四の文章をA～Lの項目に整理した。A～Lの項目は十二であり、改めて列挙すると次の如くである。

- A. 系譜関係
- B. 天皇の資質
- C. 先天皇の崩御
- D. 先天皇の（喪）葬
- E. 皇位継承理由（立太子）
- F. 即位
- G. 遷都
- H. 皇太后
- I. 立后・皇子女
- J. 次期天皇の立太子
- K. 天皇崩御
- L. 天皇の葬

以上の十二項目は、B天皇の資質、L天皇の葬の二項目を除いて、全ての天皇紀にはほぼ均しく記述されている。これまでの通念的理解は、この点を捉えて、(イ)系譜的なものであり、皇位継承に関すること以外はほとんど物譜のない部分である。(ロ)この八代の名・及び系譜関係には後世的な造作性が著しい、してきた。項目が十～十二に限

定され、項目が重複して記述されていることからして、私もまた、この様に総括して整理し綏靖天皇紀から開化天皇紀をまずみきわめることについて異議はない。しかし、書紀編者、執筆者のメッセージはこの様なものであったのか。もう一步進めて欠史八代紀に熱中してみた。これらの記述に託された未来への予見をどう受けとめるかという視点で欠史八代紀に託された書紀編者・執筆者のメッセージを、私なりに読みとった。私の読みはこうである。なぜ、項目が十～十二に限定されたのか、これらの項目は単純に、一定のマニュアルに従ってそれぞれの天皇紀に同一の手法で記述されているのか。この二つの疑問から出発し欠史八代紀を読んだ。

この二つの疑問に沿して八代紀の物語を再構築した。文中、それぞれの天皇紀の要約中にA～Lの記号を附す作業がそれである。叙事詩や抒情詩の形式をとる物語もあれば、いはばその骨組でもあるプロットの配列もまた書紀編者・執筆者の構想を提示する物語の一種である、と考えた。

読みを更に一步進めるに際して、書紀編者・執筆者の構想が核心的に提示できる様に、思いきって、綏靖天皇紀から開化天皇紀のそれぞれに記述されたA～Lの項目のうち、A系譜関係、B天皇の資質、H皇太后、J次期天皇の立太子、K天皇崩、L天皇葬の六項目を除いて読んでみた。構想の重要な部分と思われるC、D、E、F、G、I

の六項目にしほって読みを進める。この六項目が何故、構想の重要な部分なのか。書紀編者・執筆者の執筆のもっとも重要なテーマは個々の王権の成立、展開史そのものであり、これら六項目がその記述の必須の事項だからである。それぞれの天皇が、どの様な経緯で天皇への階段をかけ登っていたのか、どの様にしてそれぞれの王権が形成されていったのか、の二点にしほって、これら八代紀にそれぞれの独自の物語があるのか、否かをみきわめ、書紀編者・執筆者のメッセージを明確にうけとめたいと考えた。六項目の配列を改めて列挙したのが次表である。

天皇	即位前紀	本紀
2 総靖	C・(D)・E	F・G・I
3 安寧	E・C・F	D・G・I
4 豊徳	E・C	F・D・G・I
5 孝昭	E・C・D	F・G・I
6 孝安	E・C	F・G・I・D
7 孝靈	E・C・D・G	F・I
8 孝元	E・C	F・G・D・I
9 關化	E・C・F	G・D・I

上掲の表から明確にみてとれる書紀編者・執筆者の記述上の原則の有無の確認の作業も大事である。私は二つ発見した。その二つの原則をまず整理しておきたい。第一の原則は、E 皇位継承理由（立太子）、C 先天皇の崩御記事を即位前紀に記述すること。尚いえば更に、E・C の記述の順序、記事の配列について、総靖天皇紀を除いて、全て E→C であることも記述上の原則に準ずるかもしれない。総靖天皇即位

前紀のE・C記事は独自の記事構成をとっているからである。B天皇の資質が唯一認められた点もふくめて、さきに引用した総靖天皇紀の即位前紀は、八代紀のなかで悉く異質のものである。第二の原則は、I 立后・皇子女記事を本紀に記述すること。新しい皇室の形成は、本紀の必須の記事として位置づけられている。

欠史八代紀の各天皇紀に共通する点は、私なりにいえば、通念的理解とは異なり、この様な部分についての僅かにこの二点に限られている。これが、欠史八代紀の記述上の特徴の一つである。執筆上の原則、マニュアル性は確かに存在する。しかし以上の二点は、構想の骨子にはならないことを確かめ得たのではなかろうか。以上の確認はむしろそれぞれの各天皇紀が独自の物語を展開している可能性を明示していると思う。以上の確認作業をふまえて、読みを一步進め、各天皇紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている要素を次に整理してみよう。各天皇紀に独自性、多彩性を付与する要素は様々にみてとれる。しかし、私はもっとも基本的な要素として次の二つを提示したい。第一の要素は、D と F の位置関係である。D 先天皇の葬が、F 即位の前に記述されているのは、総靖、孝昭、孝靈の三例である。あとの五例は順序が逆で F 即位よりはあとの方に D 先天皇の葬が配列されている。記述上の二つの原則と併せて王権成立史を整理すると、立太子→先天皇崩→先天皇葬→即位と

いう経過が一般的には、時系列的には、想定されよう。D→F, F→Dの王権成立史は同一のものではなく、本質的に異なる。この二種類の物語は異なる王権成立史ではなかろうか。石井輝義氏は、喪葬の経緯のなかで次期天皇候補が具体化していくと指摘しているが、先天天皇の葬は、次期天皇候補の決定に必要な儀礼というのであった。書紀編者・執筆者は意図的に、この二種類の物語を欠史八代紀に列挙しているのである。卷四として一括された欠史八代紀は、多様な個々の王権成立史の陳列の場である。D→Fのありかたと、F→Dのありかたの双方の歴史が日本古代史に現実に存在していたという主張、または、その可能性が日本古代史には存在したという書紀編者・執筆者のメッセージの伝達の場であったと私は読む。書紀編者・執筆者の構想は多彩であり、具体的である。D・Fの位置関係について更に読みを進める。D→Fの記述の場合は、全て、即位前紀にD先天天皇の葬を記述し、本紀にF即位を記述しているが、F→Dの記述の場合は、懿徳、孝安、孝元天皇紀の様に、F・Dともに本紀に記述するか、または、安寧、開化天皇紀の様に、F即位を即位前紀にD天皇の葬を本紀に記述する。こうした点も重視するならば、更に三種類の個々の王権史が叙述されているのである。書紀編者・執筆者が留保する選択肢は多様で、意図的に提示するメッセージは明快である。私はそう読んだ。

各天皇紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている第二の要素は、G遷都記事の配置についてである。G遷都記事は、実に多様な位置関係にある。先に引用した各天皇紀の本紀部分の表示の様に記事の配列の一番目、二番目、三番目の位置にそれぞれあり、また、F→G, D→G, F→D→G, G→Dという記事の配列順に記述され、欠史八代紀のそれぞれの天皇紀の物語の多様性をうみだす要素となっているのが読みとれよう。しかし、私がもっとも注目するのは、孝靈天皇紀のケースである。

孝靈天皇紀にみえる新しい王権の成立史のストーリーは、即位前紀部分に、皇位継承理由（立太子）→先天天皇崩→先天天皇葬→遷都、とあり、本紀部分に、即位→立后・皇子女となっている。私のもっとも注目するのは、遷都記事が即位記事のまえに配置されている点である。即位前の天皇＝皇太子が遷都したという。物語の中の日本史、事実としての日本史のなかで、天皇以外の者が遷都したという伝承・記録は他にならない。しかし欠史八代紀の編者・執筆者は天皇制、国体の根幹に関わるこうしたケースを構想し提示する。

遷都または定都は誰が行うのか。あるいは行ないうるのか。欠史八代紀からのメッセージを受けとめ改めて考えこまざるを得ない。日本古代の都城史が事実としていつからはじまるのか議論があろうが、都京史としては、藤原京あたりがその起点ではなかろうか。

つまり、日本古代の律令国家において、藤原京以降、遷都・定都は天皇の専権行為である。こうした律令国家の天皇と遷都・定都との関係を反映して、それ以前の遷都・定都も天皇と深くむすびつけられている。欽史八代紀もまた孝靈天皇紀をのぞいて悉く即位後、または本紀に、遷都は記述されている。

それでは孝靈天皇紀にみえる書紀編者・執筆者のメッセージは何か。いかなる選択肢、可能性として記述されたのか。布施克寧氏は藤原京への遷都関係史料を詳しく検討し、持統四年に、藤原京遷都の手順のなかで、高市皇子と持統天皇がそれぞれ独自に公卿百寮を率いて藤原宮地を「觀」している事実に着目された。この二つの「觀」は下掲の如くほとんど同じ記述である。

#### 史料A

高市皇子觀<sup>ノ</sup>藤原宮地<sup>。ノ</sup>公卿百寮從<sup>ノ</sup>觀<sup>。</sup>

#### 史料B

天皇并<sup>ノ</sup>藤原<sup>ノ</sup>觀<sup>ノ</sup>宮地<sup>。ノ</sup>公卿百寮皆<sup>ノ</sup>從<sup>ノ</sup>觀<sup>。</sup>

この二つの史料の相違点は、布施氏の指摘に従えば、觀の主体が高市皇子、天皇とちがうこと、史料Bに「皆」が記されていること、史料Bの天皇の場合に「幸藤原觀宮地」とあることの三点に求められよう。私が、この二つの史料で、もっとも興味ぶかく思うのは、史料Bに「皆」とある点についてである。つまりいえば、これは高市皇子をふくめて「皆」と記したのだと思う。高市皇子は自身公卿百寮を引率し、

「觀」し、また、天皇の「觀」に従った。高市皇子は公卿百寮を率いることのできる人物であるとともに、彼自身は公卿百寮の一人・筆頭者ではなかったかと考えた。つまり、ここでは、公卿百寮の筆頭者と遷都との関係が、天皇の遷都と並列的に記されているのである。遷都についてこうした手順が、国家史のなかで想定されるのではないか。もちろん、公卿百寮の一人で、かつ公卿百寮の筆頭者とはどの様な存在であったのかは不分明で明確にしがたい。しかし、視点をかえて整理すれば、公卿百寮が会議する場である朝堂の討議の責任者であったと私は考える。山崎道治氏は、朝堂の歴史を語るなかで、古代中国において、朝堂の議題になるものとして国危、国遷、立君を挙げるが、国遷とは遷都のことであるという。これらが、祭司と軍事とともに議論されるものとして朝堂が成立し、その参加者として公卿百寮という用語が生まれたのである。

藤原京遷都に関して史料A・Bの二つの史料が並んでいるのは、遷都の手順として、どの段階をどう強調するかは別として公卿百寮の関与の動き、天皇の関与の動き、この二つの段階が時系列的に記述されたのではないかと考えた。孝靈天皇紀に関する書紀編者・執筆者のメッセージは、日本古代の国家のありかたについて、国家の意思形成と発動がこの様な手順を内包するものであったということか、あるいはありました可能性を王権形成史の一つとし

て、選択肢の一つとして創作し例示したものであるとうけとめた。

欽史八代紀は実に多彩な意思伝達の世界である。むしろ、想定される王権形成史の基本的諸形態を悉く列挙し、展示した卷ではなかったか。それはまた、日本の王権史が今後採りうる選択の巾を予告・予見しようという試みの産物であったとも考えられよう。八天皇紀はどれひとつとっても同じものはない。ひとつひとつの天皇紀が、それぞれひとつひとつの王権の形成過程の物語を提示していると読んだ。いはば、日本古代の王権が、実にさまざまな経緯のなかで成立したというメッセージ、今後の選択肢も多様であるというメッセージこそが、八代紀の編集・執筆の意図ではなかったか。発信されたメッセージをこう解説したい。崇神紀以降の天皇紀がある程度共通した骨組で記述され、項目が配列されているのを読むにつれ、八代紀に異色性を覚え、その意味で八代紀の特色を感じている。

欽史八代紀を特色づけ、物語の多様性をうみだしている要素として、先天皇の葬と即位の関係と、それに遷都の二つの記述のありかたにしぼって読んだ。最後に敢えて、歴史を学ぶ者として、一言述べるのをお許し戴きたい。皇位継承に関わる先天皇葬と即位、新しい王権の世界の設定としての遷都の二つは、王権の最重要事項である。この二つについて欽史八代紀は、全体の記述の工夫のなかで、複数の選択肢を並べ、複数の未来を予見している。そ

のいづれのケースの個々の王権史の道筋の実在性、または可能性について、日本古代の歴史ではありえたと主張し、またはありうると予見する書紀編者・執筆者の歴史観とまことに相対しなければ、歴史の声を聞きのがしてしまうかもしれない、という思いに至っている。

### 三

編集担当者から、学問の醍醐味について論文を書けといわれた。とんでもないはなしである。専門分野での勉強では、緊張して醍醐味などは夢のまた夢である。『日本書紀』を専門に研究している方には申し訳ないが、この二年間の全学共通カリキュラム運営センター生活を私なりに私を支えてきた『日本書紀』読みの一端を書かせて戴いた。『日本書紀』の読みの成果というのではなく、読み方のいく通りかを列挙した。文体を手がかりにした読み、神武紀、キーワードをみつけての読み、武烈紀、紀の構成と骨組に戻しての読み、八代紀の三つのケースを並べた。神武紀は長大であり書ききれないで導入部に使っただけである。論題に『日本書紀』二題としたのは、三題ばなしではないというつもりではない。

文学を読む訓練をした訳ではなく、自我流に巻を選んで読む。興味をもって読まないと仲々読みは難しい。好奇心と想像力は、手がかりを一つ一つみつける過程で、あっという間にいやます。しかし、興味も好奇心も想像力もわいてこない時はどうしようもない。

ある先生は方法を鍛え、研究史を学び、問題把握に努めよと教示された。しかし自分の専門分野ではない場合、そうした学問の方法を自学自修することは短期間では難しい。立止ってしまう。この二年間に感得したことだが、むしろ、人間は不思議なことに、立止ったまま硬直状態になってしまうのも得意だが、どうしたことか、いつまでも硬直状態のままにいることも不得手であるということに気がついた。また不思議なことに硬直している自分、それを見ている自分、自分に愛の手をさしのべる自分、苦難を代ってやる自分という様に一人で何役もこなすことができるというのも、全カリ生活で感得した。なによりも立止って硬直状態でいる時間が、人によってちがいがあるが、そう長くはないということも、実務で酷

使されながらも発見した。

興味も好奇心も想像力もわいてこない時は学問の方法を鍛えることで、この苦難の状況を突破しようと思わない方がよい。もちろんこうした状況に陥入らない方々や自分の好きなことだけをやっている方々には無縁のことだが。この二年間私じしんを勇気づける為に私が私じしんに語たりかけた言葉を列挙しよう。

- 一. 若者らしく勉強しよう。
- 二. 壁を認識しよう。
- 三. 問題を核心的に考えよう。
- 四. 選択肢を並べよう。
- 五. 人に語ろう。

(のだ れいし 本学文学部教授 全カリ運営センター 総合部会長)